

平成27年8月 全員協議会

平成27年8月6日（木曜日） 後半

遊佐 久男 議員（自由民主党）



※ [8月6日の全員協議会について](#)

遊佐久男議員

自由民主党議員会の遊佐久男である。

東日本大震災・原発災害からの復旧・復興は、我々福島県民の共有の思いであり、共通の課題である。

震災から4年5カ月が経過しようとしており、いまだに11万人余りの方が避難生活を余儀なくされている。また、原発事故を含めた東日本大震災からの復旧・復興は、ほかの被災県と条件が異なり、被災地域となった市町村ばかりでなく、県内の多くの市町村においても除染の実施が復興の第1ハードルとなり、除染の進捗と合わせたインフラの復旧、地域の再生、産業の再生など、復興事業がようやく展開され始めた段階である。

これらの厳しい状況を理解し、集中復興期間の終了する平成28年度以降を復興・創生期として本県の復興事業に希望を与える基本的な枠組みを決定した政府、そして理解してくれた全国民に感謝する。

しかし、一方で、復興・創生期以降の復興事業を確実に進めるためには、県民の中にはまだまだ数々の思いがあることも事実であり、通告に基づき、質問に入る。

26年8月に総理の指示により避難生活の長期化や被災者の分散化などによる課題に対応するため、「被災者支援（健康・生活支援）総合施策」が策定され、本年1月に施策の具体的な取り組みとして50の対策が位置づけられ、さきに閣議決定された福島復興指針でもそれらの各施策が重点的に進められていくものと期待している。

初めに、長期避難者等の生活再建の前提となる生活拠点である復興公営住宅について聞く。

整備の加速化対策が掲げられているが、あわせて避難者の意向確認も重要と考える。これまで、復興公営住宅のニーズ把握については、町の復興計画検討のための基礎的情報を収集するため、復興庁、県、避難元市町村による共同調査が継続的に実施されているようだが、調査時点ごとに入居希望者の割合が変化しているようである。また、ふるさと帰還の意向も、復興事業の進捗や廃炉作業などにより、割合が多くなったり少なくなったり変化しているように思う。

そこで、現時点における復興公営住宅の整備計画戸数4,890戸は、これまでの意向調査によるものと思うが、充足状況について聞く。

また、意向調査の回答率が5～6割と公表されているが、入居希望を把握していない件数があるのか、あわせて聞く。

復興庁福島復興局長

まず、復興公営住宅の整備状況であるが、4,890戸の予定のうち、現時点では647戸が完成しており、福島県の報告によると今年度末までに累計1,161戸、平成28年度末までに累計3,391戸、29年度末までに累計4,521戸の完成が予定されており、調整中のものも含め、全体で4,890戸となる予定である。

ややおくれ気味というお叱りを多数受けているが、できるだけ早く安定した居住環境に応じられるよう、県とも協力しながら作業を進めていく。

次に、意向調査の回答率が低い点については、議員指摘のとおり26年度に実施した調査では、平均有効回収率が54%と

なっている。そのため、必ずしも全世帯の復興公営住宅への入居意向を把握しているとは言えないが、一方で記名式としていることから、入居を希望している世帯はしっかりカウントできていると考えている。

遊佐久男議員

今後、入居希望が整備戸数の4,890戸を超えた場合、整備戸数をふやすなどの対応策についてどのように考えているのか。

また、復興公営住宅の整備箇所によっては入居希望に多寡がある状況のようだが、県内全域を対象としても入居者が埋まらない住戸が出た場合の対応策について聞く。

復興庁福島復興局長

整備戸数の4,890戸という数字は、国、県、市町村が協力して実施した丁寧な住民意向調査をもとにはじき出した数字である。どの地域に住みたいかまで調査した数字であるため、希望する地域への入居は可能と考えている。今年度も引き続き夏から秋にかけて意向調査を実施するが、実際の応募状況を勘案しながら、県と一緒に整備計画を精査し、必要に応じて戸数の見直しを検討しなければならないと考える。

一方で、団地によっては空き家が出る可能性があるとの指摘もあった。募集の結果、入居希望者が定員に達しない空き住居については、本来は長期避難者のうち復興公営住宅への入居を希望している方が優先されるので、その方々に向けて2次、3次募集をした上で空き家を埋めていくのが基本と考える。しかし、復興公営住宅についてはいつまでも空き家にしておくわけにはいかないため、災害から3年が経過した後で、長期避難者を対象とした再募集を十分に行ってもなお空き住居がある場合には、長期避難者ではなくても収入等の要件に適合する方を公募の上で入居させる通常の公営住宅として取り扱うこともできる仕組みとなっている。

遊佐久男議員

次に、仮設住宅の供与期間の延長について聞く。先般、平成29年3月まで応急仮設住宅の入居期間が延長され、応急仮設住宅等から復興公営住宅への入居を希望する避難者にとって明るいニュースとなったが、現在1年ごとの更新となっている延長を弾力的に運用するよう変更すべきと思うが、どうか。

復興庁福島復興局長

内閣府所管の災害救助法に基づき、応急仮設住宅の仕組みがある。構造上の問題があり原則2年が限界であるが、災害救助法の特別法をあえてつくり、県の判断のもとで内閣総理大臣の同意を得て、1年を超えない期間ごとに延長しているのが現状である。応急仮設建築物であるので、床、壁等の断熱効果など、いろいろ限界があり、必ずしも建築基準法の基準をクリアしてはいないことから、快適性や環境衛生面等の課題もあり、1年ごとにチェックすることになっている。逆に言えば、応急仮設の建物でも、住居ではなく事務所や倉庫などは、2～3年で延長しているものもある。生活拠点ということからこのような取り扱いとなっているので、理解願う。

しかし、あと数カ月で期限が来て、急に打ち切りになっては困るので、1年ごとの延長ではあるが毎年6月ごろのあと10カ月程度の余裕があるときに、県の意向も踏まえながら、内閣府が延長して1年10カ月は先が見通せるような形で進めている。今後も、県からの延長協議を受けた際には、状況をしっかり把握した上で適切に対応していきたい。

遊佐久男議員

特別法という指摘があったが、2年以降は1年ごとの更新となっているようである。建築から2年程度であれば建築基準法云々ではなくても通常の維持管理で大丈夫だと思う。福島の教訓をもとに、弾力的な運用をするよう法改正も含めて

考えてもらいたいが、どうか。

復興庁福島復興局長

先ほども述べたが、用途が住宅であることを考えて1年としているのが制度の基本的な考え方である。一方で、私も仮設住宅を回っていると、確かに大変しっかりとした仮設住宅があるのも事実である。制度の基本がそうなっているため1年ごととしているが、運用ではできるだけ早く延長を明らかにし、子供の就学など引き続き先を見通した生活の計画が立てられ安定的な生活が送れる形で運用していきたい。

遊佐久男議員

改正に向け、よろしく願う。

次に、高齢者や障がい者などの生活弱者に対する生活支援について聞く。

介護人材の確保対策の充実が示され、平成26年度より新たに創設された被災地における福祉・介護人材確保事業の継続とともに、27年度から各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用し、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進するとされた。これらにより、介護保険など制度の認定を受けた方の対策は進むものと期待するが、避難者の受け入れ市町村における介護人材の確保支援対策の適用について聞く。

復興庁福島復興局長

被災地では介護職員の確保に大変難儀している。こうしたことから、昨年度創設した人材確保事業において、いわき市及び田村市を含む相双地域等の介護施設で一定期間就労した場合には奨学金を免除する、あるいは住まいを確保するなどの支援をしてきた。

また、応急的な措置として、全国から応援してもらおうということで、応援可能な介護職員を外から募集し、相双地域等の施設等で働いてもらう事業も実施している。ただ、相双地域等だけではままならないので、今年度から新たに、被災地を含めた都道府県が地域医療介護総合確保基金を活用しての地域の実情に応じた多様な取り組みを支援できるよう、福祉人材センターによるマッチング強化ができるものをつくった。したがって、避難者を受け入れている市町村の介護職員の確保についても、こうした事業を活用してもらい、国としても今後、そのような需要のある自治体と緊密な連携を図りながら支援していきたい。

遊佐久男議員

次に、見守り等の活動について聞く。本県でも生活支援相談員の大幅な拡充など、きめ細かな生活支援・相談業務が可能になるものと期待されている。先日、ある生活支援相談員と話す機会があり、「孤独対策を解消するためのお茶会やコミュニティ施設における介護予防の視点からのふれあい事業への参加について、固定化が見られ、高齢者や単身者の中にはなかなか心を開いてくれない方もいる。」とのことだった。

そこで、避難の長期化に伴い相談内容も複雑・専門化してきている中で、生活支援相談員のスキルアップも必要だと思うが、どうか。

復興庁福島復興局長

避難生活の長期化、あるいは仮設住宅から公営住宅への入居など被災者の分散化が進む中で、被災者への見守り、心身のケア、コミュニティの形成維持はますます重要な課題となっている。こうした課題にしっかり対応していくために、ことし1月に50から成る総合対策を取りまとめ、今年度は生活支援相談員を大幅に拡充し見守り体制の強化を図っている。

福島県については、福島再生加速化交付金等の活用により200名を増員するなど、特に放射線不安等の特有の課題に対応できる相談支援体制の充実を図っている。

そういった事業の継続にあわせて、専門的なノウハウを養成することも必要ではないかとの指摘もあったが、福島県の事業計画に盛り込まれた場合は、被災者支援の総合交付金においては相談員の研修や民生委員のメンタルヘルス研修への参加経費も交付対象としているので、ぜひこれら交付金を活用してノウハウの蓄積や資質向上に役立ててもらいたい。

遊佐久男議員

本県の避難者を受け入れ、相談員を配置している他県に対して、国の財政支援はないと聞き及んでいる。国による財政支援措置を講ずるべきと思うが、どうか。

復興庁福島復興局長

避難者を受け入れて相談員を配置している自治体では、その経費がかかっており支援措置が必要ではないかとの指摘がある。被災者健康・生活支援総合交付金においては、福島県の事業計画に位置づければ県外避難者への相談支援を実施している自治体やNPO団体への助成もその対象としているが、予算額が十分ではないため不満があるものと思っている。

現場では、これまでも市町村やNPO団体の関係者にいろいろサポートしてもらっているもので、そうした取り組みが十分行えるよう、この交付金の活用や充実が課題だと思っている。

遊佐久男議員

次に、心の復興として、地域活性化等の活動への参加を通して被災者の生きがいを支援する新規対策について聞く。これまで2回の募集と事業採択が行われたようであるが、事業主体や対象者、特徴的な事業内容など、本県における事業の認定状況と今後の事業の方向性について聞く。

復興庁福島復興局長

避難生活の長期化が進む中で、ますます重要な課題となってくるのが心の復興事業と言われる生きがい対策である。この事業では、仮設住宅居住者が参加する活動だけではなく、周辺住民や公営住宅の入居者が一体となって活動できるものを採択すべく支援している。

福島県における採択状況であるが、新聞等で紹介されたものとしては仮設住宅に福島大学の学生が入居して仮設住宅の自治会活動等に参加するなど、「いるだけ支援」といった活動がある。あるいは、中通りにおける伝統芸能である人形浄瑠璃、縫製技術を利用した福祉関係者や障害者による小物販売など、地域に密着したNPO法人ならではの活動を採択している。

遊佐久男議員

当初は、避難者と受け入れ地域の住民の交流事業は各地で活発に行われていたように記憶している。避難の長期化に伴い、地域住民の費用捻出や担い手の負担が大きいことによる事業継続への懸念が聞こえている。今後、復興公営住宅等への入居が進むことにより、周辺住民との交流は大変重要になってくる。

そこで、周辺住民との草の根的な交流事業に重点を置いた対策も必要と思うが、どうか。

復興庁福島復興局長

これまでは住宅を中心としたインフラ整備を進めてきたが、実際に公営住宅ができ、仮設住宅等でコミュニティーを形成していた方たちがそこへ移住することで、また新たなコミュニティーをつくらなければならない。

議員各位が各地域の方々から常に言われていることだと思うが、そういったことを受けて、昨年度末から心の復興事業を復興庁の重点事業として位置づけてきた。議員指摘のように、その趣旨は地域住民を巻き込んで、生きがいや生活の張りといった心の復興を進めようとするものである。

平成27年度の採択は、40団体で1億500万円、参加人数は1万5,600人である。そのうち仮設住居者が1万人で、残り5,600人は地域の方々と交流しながら進めることになっている。

遊佐久男議員

ぜひ、よろしく願う。

次に、損害賠償について聞く。去る6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂で、避難指示解除準備区域、居住制限区域における精神的賠償と平成27、28年度の2年間において、集中的に事業やなりわいの再建につながる自立支援策を展開するとともに、東京電力（株）が営業損害や風評被害への賠償について適切に対応するよう、国が指導することとなった。これを受けて、追加となる損害賠償のスケジュール等が東京電力（株）から先日、発表されたようである。

そこで、今後国は、被災者や被災事業者の再建に向けて、的確かつ迅速、十分な賠償の支払いにどのようにかかわっていくのか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

議員指摘のとおり、去る6月12日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂が閣議決定された。改訂福島復興指針では早期の避難指示の解除と帰還を実現するための取り組みを拡充することとされている。

あわせて精神的損害賠償については、早期に避難指示を解除した場合でも、解除の時期にかかわらず事故から6年後に解除する場合と同等の支払いとされた。また、事業、なりわいや生活再建、自立に向けた取り組みについて、特に平成27、28年度の2年間を集中的に自立支援施策の展開を図る期間と位置づけ、原子力災害によって生じている損害の解消を図る。2年間において、営業損害、風評被害の賠償については、適切な対応を行い、また、その後は個別の事情を踏まえて対応するとした。国としては、改訂福島復興指針の趣旨を踏まえ、賠償が的確かつ迅速、十分に行われるよう東京電力（株）を指導していく。

遊佐久男議員

平成28年終了後は個別の事情に対応するとのことであるが、きのう東京電力（株）の廣瀬社長からは、29年以降に発生する損害に対しては、農業被害等や風評被害も含め営業損害については補償を続ける旨の答弁があった。

改めて、国としてもこの考えに相違ないか聞く。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

国としても東京電力（株）の取り組みについて、しっかり指導していきたい。

遊佐久男議員

続いて、福島復興・再生への取り組みについて聞く。

1つ目は、被災企業の再建支援についてである。原子力災害対策本部は、6月12日「原子力災害の被災事業者のための自立支援策」をまとめ、その一つとして企業復興支援ネットワークを設置するとされた。特に被災12市町村と商工会議所・商工会等に特化した連絡体制の整備や関係者間の情報共有を図るとされているが、事業の実施主体や推進に当たり強化される内容について聞く。

復興庁福島復興局長

復興庁では、「新しい東北」の取り組みの一環として企業復興支援ネットワークを設置し、地方自治体、産業支援機関、商工会議所商工会等で実際に企業支援を担当している職員を対象に、担当者間の情報共有、協力関係を構築する場として提供している。実際には、4月の募集開始以降、約400名の支援担当者にネットワークに登録してもらい、ネットで随時、産業復興支援メールマガジンを送付し情報提供している。また、バーチャルな世界以外に現実の支援として、手とり足とり支援するハンズオン支援や、地域復興マッチング「結の場」において被災企業と支援企業とのマッチングを図り、個別事業に対する支援をしている。

遊佐久男議員

現体制でも人員不足が挙げられていると思う。現職員が情報整理に時間を割かれ、企業支援や相談がおろそかにならないような事業展開が必要だと思うが、改めて考えを聞く。

復興庁福島復興局長

登録してもらったネットワークでの情報整理に時間をとられ、実際の企業支援や相談活動がおろそかになっては本末転倒なので、そうならないように取り組んでいく。特に被災12市町村などの被災地域については、現地訪問によるきめ細かい支援が必要なことから、そのような支援活動が十分に確保できるよう取り組んでいきたい。

遊佐久男議員

その辺の具体的な対策は、どのようになっているか。

復興庁福島復興局長

ネットワークの基本的な仕組みは、常に集まって会議をするものではなく、企業復興支援ネットワークに登録した方に企業復興支援メールマガジンが配信されるので、それを通して、このような企業支援が成功した、この企業ではこのような課題があるといった経営課題や課題の解決に向けて成功事例や失敗事例等の情報を共有してもらおう。また、メールマガジンを受け取った商工会議所等の企業支援担当者には、それを参考に活動してもらおうなど、具体的な活動に支障が出ない運用にしていく。

遊佐久男議員

その辺は、しっかりやってもらいたい。

次に、事業・なりわいの再建・自立や働く場所の確保のための支援策について聞く。具体的な取り組みとして、被災12市町村の約8,000事業者へ個別訪問と相談支援を実施すると発表された。訪問を予定している事業者の現時点での再開状況や被災前の経営状況について、聞く。

原子力災害現地対策本部副本部長

現在の事業再開率は55%程度であり、宮城県や岩手県と比較するとまだまだ低い数字である。特徴的なことは、60歳以上の個人事業主が7割を占めていることであり、震災から4年が経過すると再開意欲が低下しているのではないかと危惧している。

遊佐久男議員

推進体制については、どのような体制で実施を予定しているのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

6月に閣議決定された福島復興指針を踏まえ、国及び県、民間から官民合同チームを創設した。そのチームで約8,000社を訪問しながら個別具体的なニーズを把握し、個別支援を行っていく。

遊佐久男議員

個別訪問によって得られた要望等をもとに、既存施策の拡充や新たな支援策の創設をすべきと思うが、どうか。

原子力災害現地対策本部副本部長

現在の支援制度の網にかからないものや制度が使いづらいという要望が出てくることもあり得る。今の制度は100%ではないので、さまざまな情報を蓄えて、制度にどのように反映させていくかが、我々現地対策本部、支援チームの仕事である。

まずは、一次情報をしっかり集めてニーズの体系化を図っていきたい。

遊佐久男議員

企業立地推進プロジェクトについて聞く。これは、経済産業省がことし3月に立ち上げ、同省が所管する団体等のネットワークを活用して本県に企業誘致を図るプロジェクトと聞いているが、これまでの取り組みなどについて説明願う。

原子力災害現地対策本部副本部長

企業立地推進プロジェクトは、今後帰還する住民の働く場所を確保するために、ことし3月に我々の現地対策本部長である高木経済産業副大臣を中心に立ち上げたものである。経済産業省所管だけでなく、他省庁の100以上の業界団体を訪問した。また、100社以上の個別企業も訪問し、できるだけ早いタイミングで1つでも2つでも企業立地を成立させたい。

遊佐久男議員

1社でも多く本県に企業誘致してもらいたいのので、よろしく願う。

次に、イノベーション・コースト構想の具現化に向けた取り組みについて聞く。昨年、イノベーション・コースト構想推進会議が立ち上がり、これまで5回の会議で検討が重ねられてきた。本構想では、それぞれのプロジェクトが国や県、研究機関、民間により取り込まれるが、プロジェクトの全体的な進捗管理と各プロジェクトの調整はどこが行うのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

個別の立地、整備について、関係省庁、県、地元市町村、地元企業と連携しながら進めている。その全体の調整は内堀県知事、関係市町村の首長も参加しているイノベーション・コースト構想推進会議を開催し、その会議に進捗情報を報告することで全体の調整を図っている。

遊佐久男議員

国が責任を持って進捗管理するものと理解した。

次に、本構想に掲げるそれぞれの事業は、復興事業として位置づけられるのか、また、財源措置はどのようなのか。

原子力災害現地対策本部副本部長

イノベーション・コースト構想の個別プロジェクトについては、それぞれ目指すべきスケジュールや実現のための課題の整理を行っている。中身については、復興大臣のもとで取りまとめられた福島12市町村の将来像に関する有識者検討会

にも盛り込んでもらった。これらの個別プロジェクトについて、どの予算が適切なのかを現在詰めている。来年度予算も、足の早いものについては予算化して実現に向け動いていきたい。

遊佐久男議員

事業主体が調整中である福島ロボットテストフィールド、国際産学官共同研究施設、情報発信拠点の整備に当たっては、国主導で整備すべきと思うが、どうか。

原子力災害現地対策本部副本部長

議員指摘の3つのプロジェクトについては、今まさに国、県及び地元市町村で鋭意調整している。事業内容によって、どこが主導すれば地元にとって適切なのかを考えている。国が逃げるつもりは全くない。高木経済産業副大臣のもと、最終的にどこが主体となればよいのか調整していきたい。

遊佐久男議員

昨年12月23日に立ち上がった福島12市町村の将来像に関する有識者検討会が、去る7月30日に復興庁に対して提言をした。その提言では、コンパクトなまちづくりを進めることや広域連携の強化が示されており、イノベーション・コースト構想の実現が地域の将来像に大きく反映されたものと感じた。

そこで、今後将来像実現に向けた推進体制と進行管理の方法について聞く。

復興庁福島復興局長

先月30日、福島12市町村の将来像に関する有識者検討会から提言が竹下復興大臣に提出された。この提言は、有識者の方々が熱心な審議をしたことに加え、知事には毎回、市町村長や副市長、副町長等にも多忙な中数回にわたって出席してもらい、直接意見をもらった。内容は、線量や人口について一定の見通しを出し、この地域が着実に復興し世界に誇れる技術を備えた新たな産業基盤がこの地に根づいていく希望を持てるビジョンになったのではないかと考えている。

実際にどのように実現していくかであるが、提言を受けた段階におけるぶら下がり竹下大臣は、「この事業の進捗をしっかりと管理し監視をすることが必要だ。」と発言している。この検討会の仕組みを使い、引き続き事業の進捗管理をしっかり行っていく。

遊佐久男議員

将来像の実現に当たり中長期かつ広域的な視点から策定されたものとするが、将来像実現のための財源措置の考え方について聞く。

復興庁福島復興局長

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会から提言されたさまざまな事業、まちづくりは、全て公的な分野で行うものばかりではない。民間や半官半民などの公共的セクターなどのいろいろな方が入ってまちづくりをしていく。

この提言を実現するためには、国や関係機関が丸丸となって取り組む中央ベースでの協力体制も必要である。また、地域としては県と市町村が連携しながら広域的な視点も踏まえて取り組むとともに、関係する民間企業に、積極的に参画してもらおうなど、さまざまなセクターが寄り集まって、個別課題の検討を進めていくことが重要である。

一方で、財源も必要である。明後日、福島特措法に基づく法定協議会において知事から予算確保に向けた重点5項目の意見が出されると聞いている。

復興庁としては、これらの検討が着実に進むよう、先ほど述べた事業進捗管理も含めて、引き続き関係者とともに取り

組んでいく。

遊佐久男議員

しっかりと財源措置を願う。

最後に、再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金（半農半エネモデル等推進事業）に係る補助事業について聞く。

当該事業は、今年度で完了する事業と聞いているが、今年度で補助事業を終了することになった理由等を聞く。

また、昨年度からの継続事業を計画していた事業者の今年度の採択状況について、聞く。

資源エネルギー庁新エネルギー対策課長

半農半エネモデル等推進事業については、福島県の避難解除区域等において再生可能エネルギー発電設備の導入に対して支援を行うものである。平成24年に固定価格買取制度が始まって以降、原則、これと併用する形での補助金はないが、福島復興の観点から特別措置として、避難解除区域等については26、27年度の2年間の計画で実施している。

福島における再生可能エネルギーの導入は引き続き推進していきたい。昨年秋に東北電力管区において、接続の保留問題という大きな出来事があった。福島において、再生可能エネルギーのさらなる導入を加速する場合は、電力系統をつなぐ送電線をいかに整備していくかが大変重要になる。この件については、福島県からも緊急提言をもらい、送電線等に対する補助率を従来の3分の1から3分の2に引き上げた。新たな補助金制度は26年度補正予算で措置したところであり、今後はこの事業を通じて支援していきたい。

また、半農半エネモデル等推進事業の採択状況であるが、昨年度は22件を採択しており、そのうち14件が27年度への継続事業として申請されている。その14件のうち10件は採択しており、残りの4件も速やかな採択に向け手続を進めていきたい。

遊佐久男議員

当該事業の交付管理を民間とした理由と、当該事業の利用効果あるいは、利用実績の報告を管理するための担保について聞く。

資源エネルギー庁新エネルギー対策課長

半農半エネモデル等推進事業の実施主体として、国から民間団体の公募を経由して、その実施主体に委託して事業を実施している。他方で、実施に当たり、事業の実施状況、加えて福島復興という趣旨があるので、ふるさと再興事業、地元に対する復興につながる事業をあわせて実施してもらうことを条件としている。この確実な実施ができるような担保として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の趣旨に鑑みて、事業実施団体をしっかり監督しながら、事業実施状況の報告、ふるさと再興事業の状況報告を受けて確実な実施に努めていきたい。

なお、その際、関係自治体に対するしっかりとした情報の提供、共有、さらには連携が重要だと考えている。こういう観点から、先月末に設立された国、福島県、市町村等から成る福島県再生可能エネルギー復興推進協議会などの場も活用しながら、事業の趣旨を徹底し、事業の内容、進捗状況について地元の方々へしっかり説明していきたい。